

シャッターメンテナンスガイド



シャッターを長く安心して
ご使用いただくために



シャッターのメンテナンスはなぜ必要？



シャッターは、外部からの侵入や風雨などを防いだり、火災を一定区画に閉じ込め建物内の延焼を防ぐ目的など、安心・安全に係わる役割を持って設置されています。

開閉したいときに確実に作動することが前提であり、シャッターの機能を長く正常に維持していくためには、専門技術者による定期点検が必要です。点検が不十分だと、正常な機能が損なわれ、突然の故障で予期せぬ事故をまねく恐れがあります。

シャッターの種類

シャッターは設置の目的や用途によって大きく2種類に分類されます。それぞれで、点検の内容や法制対象が異なります。

管理シャッター



日常的に開閉を行う出入口等に設置されているシャッター。主に外部からの侵入や風雨などを防ぐことを目的としています。

防火・防煙シャッター



火災時に備えた防災の役割で設置されているシャッター。火災や煙を感知すると自動で閉鎖し、延焼を防ぎます。

民法や建築基準法・消防法により、建物の所有者等に対して適正な維持管理が義務づけられています。

民法第717条においては、土地工作物等の所有者・占有者は建物の維持管理に瑕疵があってこれにより他人に損害を与えた場合には、損害賠償の責任を負わねばならないとされており、シャッターはその対象に含まれます。

防火・防煙シャッターについて、建築基準法では専門資格者による定期検査・報告、消防法では防火管理者による自主検査が義務付けられています。すなわち、建物の中で働いている人、居住者、お客様などすべての人々の尊い人命を火災から守るため、義務の履行が求められています。

シャッターの機能を正常に保ち、 予期せぬ事故を防ぎます。



もしも、シャッターの予期せぬ故障が起こったら……

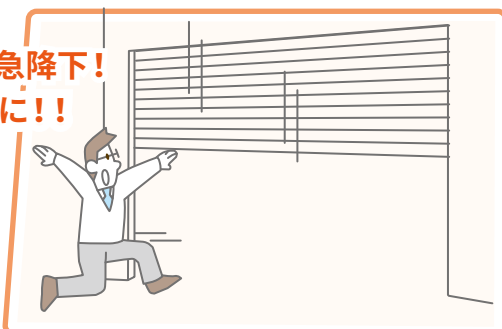
急に動かなくなった！



防犯や防災機能が失われます

復旧するまで機能が止まり、その間侵入や雨風を防げないだけでなく、早急に修理が必要となり、緊急修理費も増大します。

シャッターが急降下！
あわや事故に！！



シャッター落下の危険性

シャッターは開口上部に巻き上げられて収納されています。
人が出入りする際には重量物の下を通ることになるため、予期せぬ故障でシャッターが落下すると非常に危険です。

火災時に自動的に
閉まらない！



火災時には人命にかかわります

防火・防煙シャッター、防火扉においては、火災の際、確実に作動し人命や財産を守らなければなりません。

日常あまり使用しない場合でも経年劣化が発生し、シャッターや扉の不作動や誤作動に結び付く恐れがあります。

シャッターのトラブルを未然に防ぐために、メンテナンスが大切です。

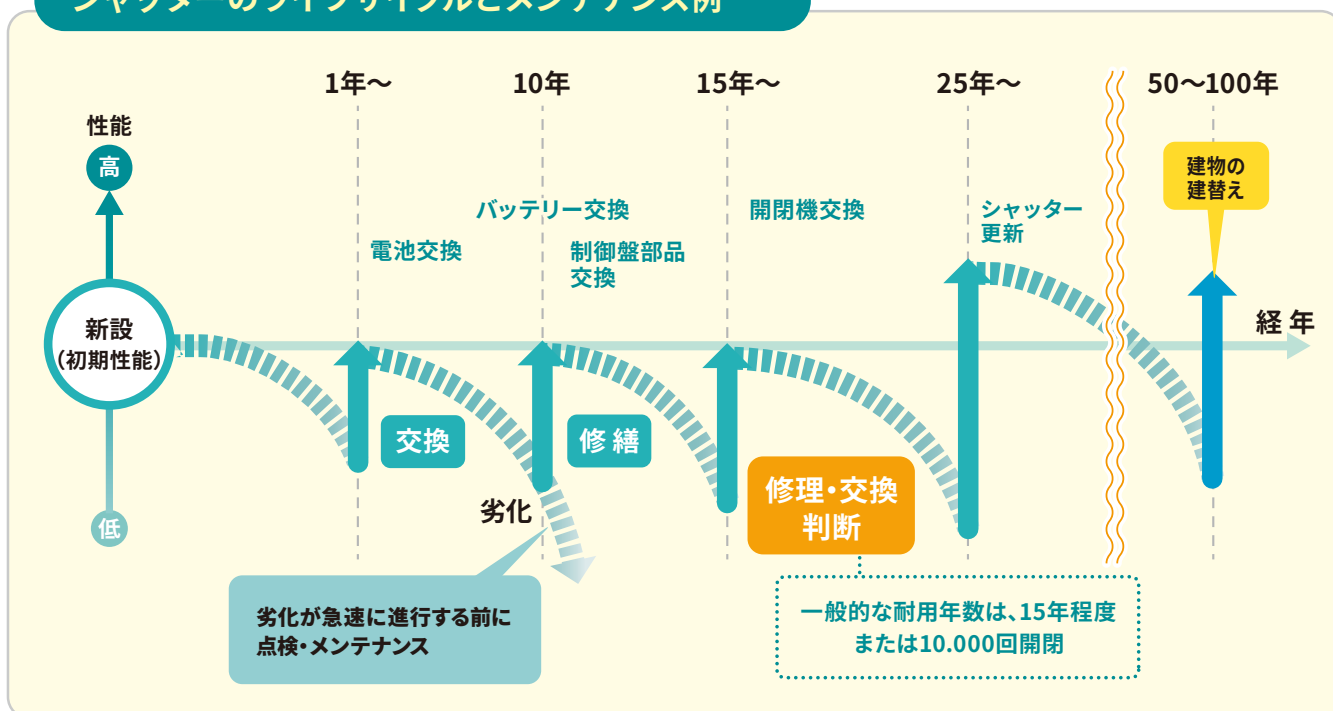
シャッターを長く安全に使うには どうすればいいの？



シャッターを長く安全にご使用いただくためには、お客様自身による正しい取り扱いと日常点検に加え、専門技術者による定期点検が欠かせません。シャッターの耐用年数は建物より短く、15年を過ぎると修理または交換の検討が必要になり、30年を超えると本来の機能を維持することが難しくなります。

定期点検を通じて、ライフサイクルに応じた適切なタイミングでメンテナンスを行うことで、シャッターの予期せぬトラブルを防ぎ、長寿命化と計画的な更新につなげることができます。

シャッターのライフサイクルとメンテナンス例



シャッターのメンテナンス

お客様による
正しい取り扱い
日常点検

- ・正しい操作
- ・安全の確認
- ・作動の確認 など

詳しくはP15・16をご覧ください。



専門家による
定期点検

- ・日常チェックでは気付けない異常
- ・経年・症状によって適切なタイミングでのメンテナンス

詳しくはP5～10をご覧ください。

= 安全な使用と
長寿命化

定期点検はシャッターの健康診断！ 安心、長寿命化のカギになります。



定期点検のメリット

日常の使用中には気付けない不具合を 早期に発見

お客様による正しい取り扱いや日常点検を行っていても、シャッターの内部では異常が起きている場合があります。定期点検では、専門技術者が故障につながる兆候を早期に発見し、必要なメンテナンスや処置を行うことで、シャッターをより長く安全に使用することが可能になります。

■シャッター不具合症状の例



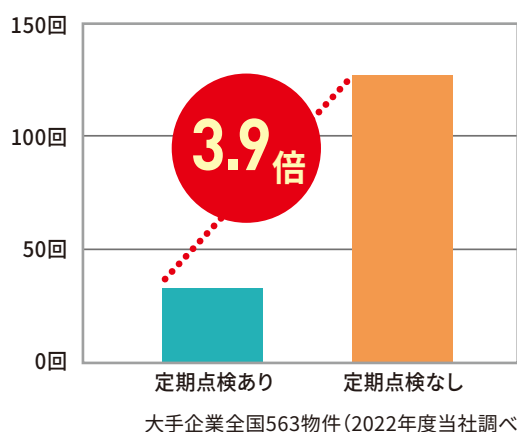
修理の発生が減少！ 修理費用も軽減！

定期点検を実施していない企業では、年間のシャッター修理発生回数が、定期点検を行っている企業の約3.9倍に達するというデータがあります。

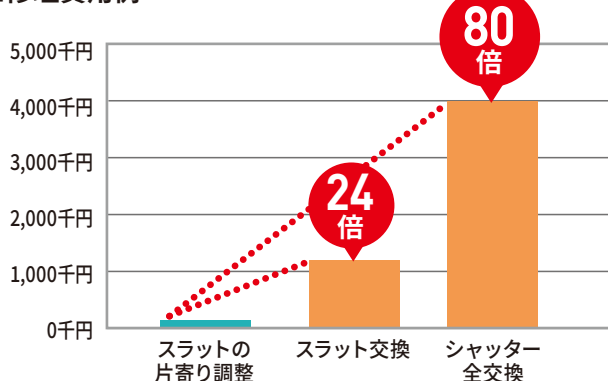
定期点検により、症状に応じた補修・修理・部品交換・更新を計画的に行うことで、予期せぬ高額な修理費用の発生を防ぎます。

例えば、不具合症状の一つであるスラットの片寄りを放置し、重大な故障が発生した場合、危険だけでなくスラット交換やシャッターの全交換が必要となり、修理費用も高額になります。

■修理発生回数 (100物件あたり/年)



■修理費用例 (シャッター1台想定)



費用の節約にも
なるんだね！





定期点検って、 いつ、どんなことをするの？

定期点検をご契約いただくと、(一社)日本シャッター・ドア協会が設けたシャッターなどの安全基準に基づき、専門の有資格者によって、性能・機能・安全性など各部の精密な点検を行います。注油や停止位置の調整などのメンテナンスをはじめ、故障につながる異常などの前兆を発見した場合には、必要に応じて適切な処置から修繕や整備をご案内します。経年に合わせてより安全、快適にご使用いただくため、下の3つの項目を実施しています。

定期点検3つの項目



気付かないうちに内部ではこんなことが起こっているかもしれません！

ローラチェーンの錆



ローラチェーンの緩みや切断につながります。

スラットの变形



スラットが天井内に巻き込まれ、シャッターの開閉ができなくなります。

点検で発見された不具合例

そのままにしておくと...



開閉機の油漏れ



ギア部に抵抗、摩擦が生じ、シャッターの開閉ができなくなったり、シャッター落下の危険性につながります。

スラットの片寄り



軸受の削れ



スラットが片寄ると、スラットの摩擦で軸受が削れて穴が空き、シャフトごと落下する恐れがあります。

1 定期点検・動作確認

普段は見えないシャッター内部まで、各部の点検と動作確認を行います。



定期点検・動作確認

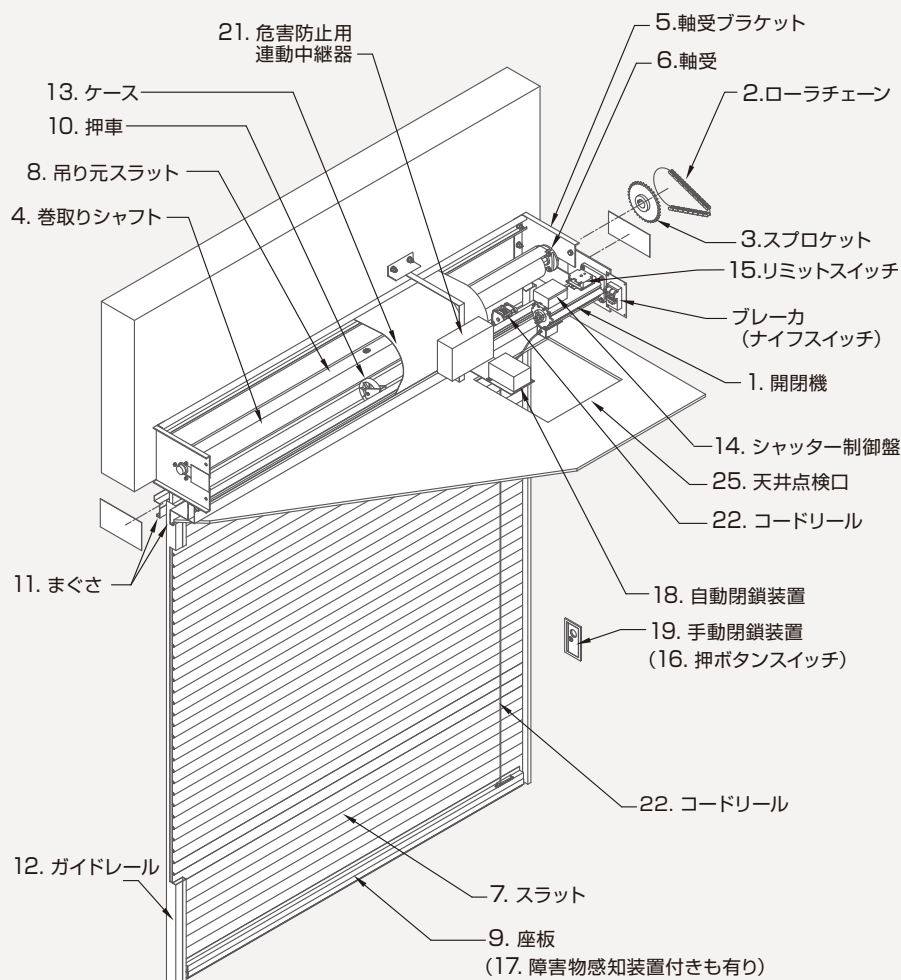
シャッターは多くの部品で構成されています。定期点検チェックリスト項目に定められた作業内容に基づき各部点検を行うことで、故障または故障の前兆を早期に発見し、トラブルを予防します。

〈主な点検内容〉

- ・開放状態 ・閉鎖状態
- ・開閉機構 ・作動状態



●シャッターの各部と点検項目(防火・防煙シャッターの例)



開閉駆動装置関係	1	開閉機
	2	ローラチェーン
	3	スプロケット
	4	巻取りシャフト
	5	軸受ブラケット
	6	軸受
ケースラット関係	7	スラット
	8	吊元スラット
	9	座板
	10	押車
	11	まぐさ
	12	ガイドレール
電気関係	13	ケース
	14	シャッター制御盤
	15	リミットスイッチ
	16	押ボタンスイッチ
	17	※障害物感知装置
防災関係	18	※自動閉鎖装置
	19	※手動閉鎖装置
	20	※温度ヒューズ装置
	21	※危害防止用連動中継器
	22	※コードリール
	23	※煙感知器
	24	※熱感知器
その他	25	点検口

※印のものは、シャッターによっては点検項目に含まれない場合があります。

2

消耗部品交換・劣化診断

シャッター各部の消耗速度や機器の耐用 定期的に状態を診断し、適切なタイミング



消耗部品交換

シャッター各部の装置には、電池や特殊なバッテリーが内蔵されています。**電池やバッテリーには寿命があるため、定期的な交換が必要不可欠となります。**

劣化診断

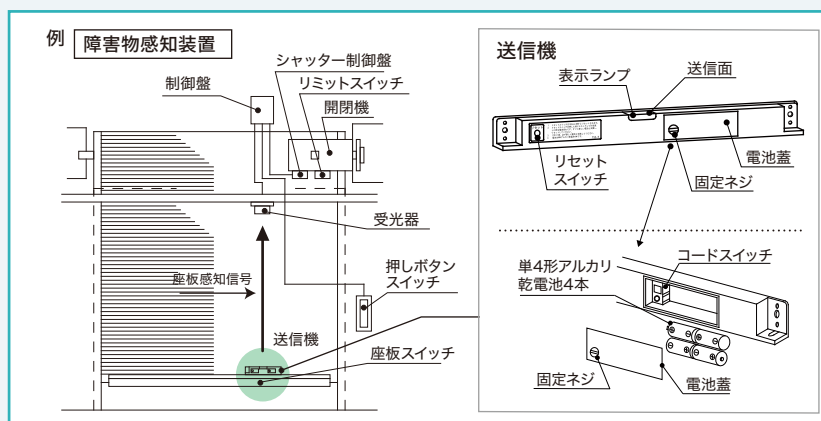
経過年数や環境、開閉回数などにより部品の劣化進行も違います。**部品の機能および性能が損なわれる前に、定期的に状態を確認し、必要なタイミングで修理や交換を行います。**

※修理及び交換にかかる費用は別途となります。

実施の目安

1年～

電池交換



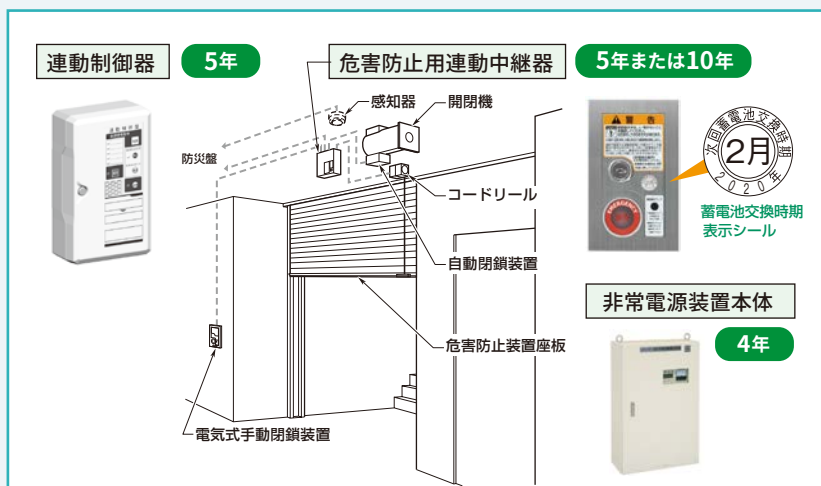
シャッター内部には、**障害物感知装置の電源**として乾電池が使われています。電池の寿命が来る前に電池交換を行うことで、正常な動作が保たれます。

1日の開閉頻度(回数)により交換時期が変わりますので、シャッターごとに計画的に交換します。

実施の目安

4、5年または10年

バッテリー交換



連動制御器、危害防止装置、非常電源装置には、**動作の制御を行うためにバッテリーが内蔵**されています。

バッテリーの設計耐用目安を超えた場合、正常に作動しなくなるため、定期的な交換が必要です。

※危害防止装置はすべての防火・防煙シャッターにおいて設置が義務付けられており、連動制御器および非常電源装置については、シャッターの種類や設置場所に応じて義務が定められています。

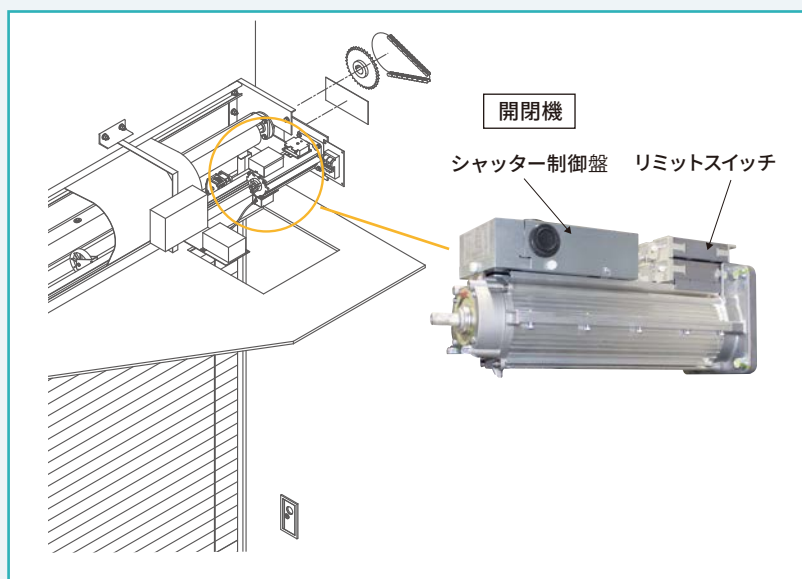
年数はそれぞれ異なるため、 で交換・修理を行います。



実施の目安

10~15年以降

開閉機・制御盤電装品などの部品交換



シャッターの開閉に不可欠な開閉機や制御盤などの設備は、使用していないときにも通電し、常に稼働している電気製品です。突然の機能不良を避けるため、劣化診断に基づき15年を目安に部品の交換が必要になります。

実施の目安

25年以降

全交換・リニューアル



シャッターの耐用年数の目安は15年。管理の状態や使用頻度などにより寿命は変わります。劣化状態によって、部品交換または全交換をおすすめします。

定期的に診断
するから
安心なんだ！



③

修繕計画・安全対策

定期点検・劣化診断の状況から、お客様により長く、安心・安全にご使用いただくため



修繕計画

ご使用状況に合わせた修繕計画からシャッターのライフサイクルに合わせた中長期修繕計画など、シャッターをより長くご使用いただくためのご提案をします。

建物ごとの台数に対して金額をご提示し、予算取りのご計画をサポートします。

安全対策

シャッターにおける法律上必要な機能(安全装置)や使い勝手をより良くするための機能や装置をご提案します。

その他暮らしの安全、安心のための防災商品などのご提案を行います。

修繕計画

シャッターを長く安心してご使用いただくための修繕プランをご提案します。

点検報告書



劣化診断

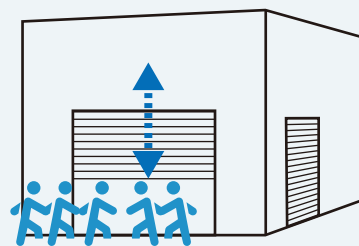


中長期修繕計画 お見積書



リスクランク別 修繕計画

シャッターの経年劣化や故障リスクに応じてランク分けし、優先度に応じた修繕提案を行います。安全性や機能維持を最優先に、資産価値の低下を防ぎながら、現場ごとの状況に応じた合理的な修繕を可能にします。



中長期修繕計画

ライフサイクルコスト(LCC)の視点から、シャッターの中長期的な修繕・更新計画をご提案します。設備の機能を長期的に維持し、予算配分の最適化を図りながら、突発的な故障を防ぐ予防保全型のアプローチを実現します。

合わせた修繕プランや のご提案を行います。



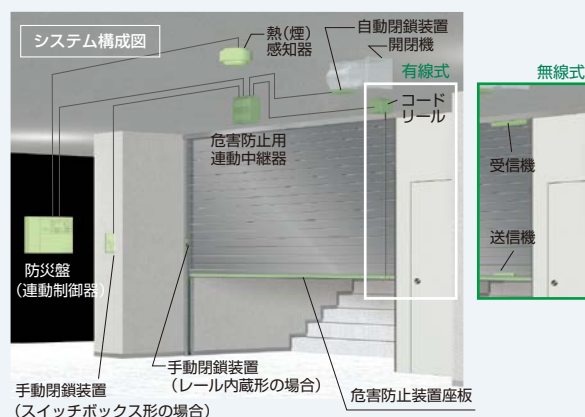
安全対策

シャッターをより安全にご使用いただくための対策をご提案します。

① 危害防止装置

防火

火災時の煙、熱を感知し、シャッターが閉鎖する際の挟まれ事故を防止するための装置です。人の通行場所に設置される全ての防火・防煙シャッターなどは、人の安全を確保する機構であることが建築基準法施行令で義務付けられています*。法令施行前に設置されたシャッターには装備されていないため、後付けが可能な装置での安全措置確保をおすすめしています。



1 煙(熱)を感知・シャッター降下
火災時に感知器からの信号を受け、自動開閉装置が作動。シャッターが閉鎖。



2 障害物を検知・シャッター停止
シャッター閉鎖中に人や障害物を座板スイッチが検知し、シャッターが一時停止



3 シャッター再度降下
約10秒後にブレーキが解放され、シャッターが閉鎖を再開。

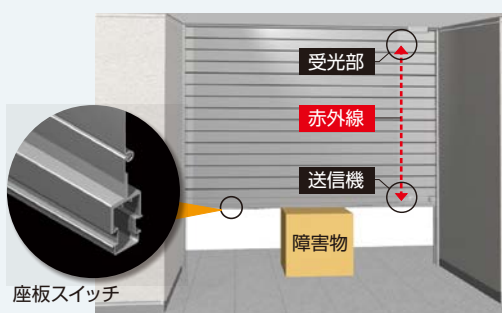


4 閉鎖
障害物がなくなると完全に閉鎖。障害物を再度検知すると2.3を繰り返し確実に閉鎖。

② 座板感知装置 (障害物感知装置)

管理

日常的に使用されている管理シャッターにおいて、座板部分にセンサーのある構造でシャッターの降下中に、人や物がはさまれることの防止を目的とした装置。



安全確保のため、1995年7月にPL法(製造物責任法)が施行され、それ以降に出荷された電動シャッターには、標準装備されていますが、それ以前に設置されたものには装備されていません。

③ 光電管センサ

管理

シャッター閉鎖中に障害物が光線を遮るとシャッターが停止します。



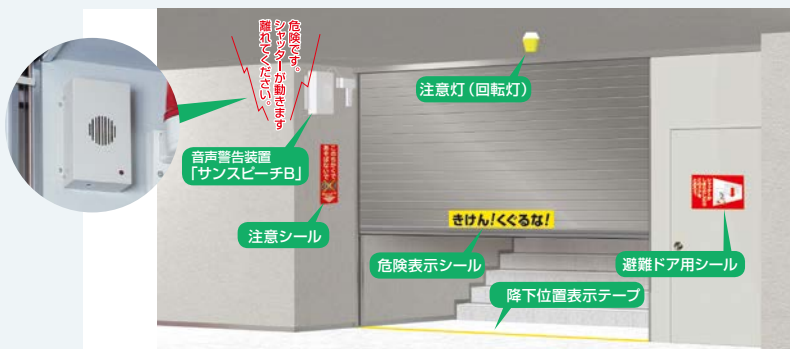
*建築基準法施行令第112条第14項改正(平成17年12月1日)によって「閉鎖又は作動をするに際して、当該特定防火設備又は防火設備の周囲の人の安全を確保することができるものであること。」という要件が追加されました。防火シャッター等の閉鎖作動時の危害防止装置が義務付けられ、防火シャッターに危害防止装置が設置されていない建物はすべて「既存不適格」となります。

安全対策：シャッターをより安全にご使用いただくためのご提案

④ 注意喚起装置

防火

シャッターに挟まれる事故を防止するため、閉鎖作動時の注意を呼びかける装置です。



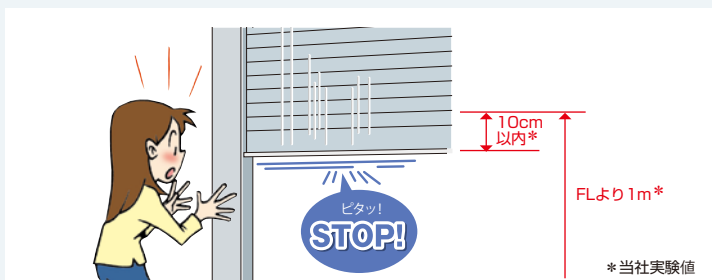
⑤ 急降下停止装置

防火

管理

駆動装置のチェーン切れやチェーン外れによって起きるシャッターの急激な降下を防ぎ、人身に関わる事故を未然に回避します。

※既設品には設置できないため、シャッター本体の交換が必要です。



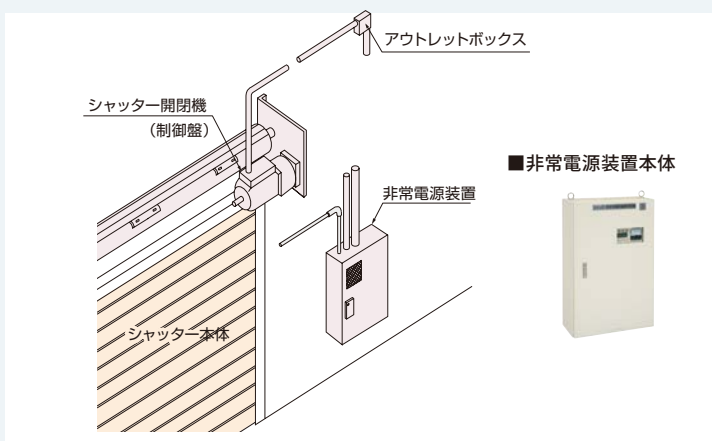
シャッター便利機能

⑥ 非常電源装置

管理

停電などの非常時にシャッターを電動で開放し、迅速に開口部を確保するための装置です。

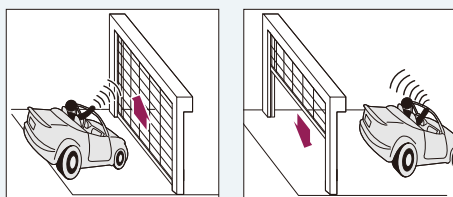
操作パネルのスイッチをONにすることで、シャッターを所定の高さまで自動で開放します。



⑦ 無線装置

管理

ガレージ等で、離れていてもリモコン操作でシャッターを開閉することができ便利です。既存のシャッターにも取り付けられます。

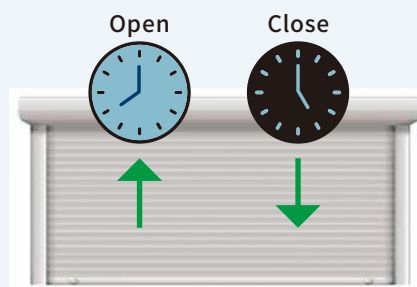


三点式リモコン
(ラジオート)

⑧ タイマー制御

管理

開閉時間に人員がいなくても、事前に設定しておくことで、シャッターの開閉時間を設定できる機能です。



その他の安全対策：住まいや施設の防災商品のご提案

水害対策 防水板

多発する豪雨による浸水災害に備えるための防水対策

駐車場、店舗・オフィス、住宅入り口など、場所に合わせて豊富なタイプをご検討いただけます。

■アピアガードシリーズ

簡易脱着式「オクタッチ」



レール設置工事不要！簡単3ステップで設置できる防水板 [Ws-5相当]

簡易脱着式「オクダケ」



いざという時、パネルを置くだけで設置可能 [Ws-3相当]

脱着式「アピアシャット」



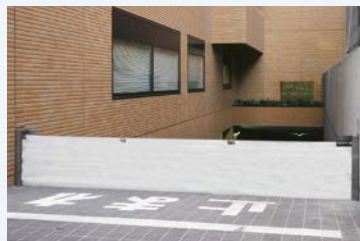
脱着式防水板で最高ランクの止水性能を実現 [Ws-4～6相当]

起伏式「手動跳ね上げ式」



設置場所の床面から防水パネルを立ち上げるだけで浸水対策が可能。 [Ws-6相当]

シート式「防水シートIII」



組立部材は下部・サイドレールに収納。いざという時、スピーディにその場で簡単セッティングが可能。 [Ws-3相当]

防水扉「アピアS型ドア」



防水性能と防火性能を求められるビル通用口や機械室などに最適。浸水高さ1m/3mにそれぞれ対応。 [Ws-4～6相当]

■防水板のゴム交換

防水性能を維持するためには、防水ゴムなど定期的な部材交換が必要です。
安心してご使用いただくためには、防水板の定期点検をご用命ください。

震災対策 防煙たれ壁

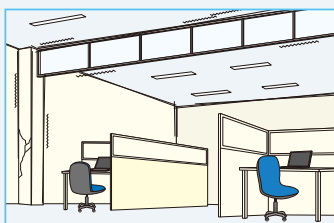
災害時の安全避難をサポートする防煙たれ壁

不燃シート製防煙たれ壁「スモバリア」

軽くて割れる心配のない不燃シートを採用し、地震発生時における従来のガラス製の割れや飛散などの問題を解決した防煙たれ壁です。



ガラス製防煙たれ壁



不燃シート製防煙たれ壁



スリムパネル式



テンション式

防火・防煙シャッター、防火扉などの 防火設備の定期検査報告もお任せ ください。



防火シャッターを含む防火設備は、資格者による検査報告が必要です。
専門スタッフによる確かな技術と実績でサポートします。

対象となる建物

不特定多数の人が利用する建築物。病院、福祉施設など。

※小規模の診療所や福祉施設も、定期報告を実施する必要があります。



劇場、映画館、公会堂など



病院、診療所、旅館、ホテルなど



体育館(学校に附属しないもの)



百貨店、展示場、遊技場など



ボーリング場、スケート場、水泳場など



マーケット、公衆浴場、店舗など



博物館、美術館、図書館など

対象となる設備

定期調査・検査

建築物定期調査

- 基礎
- 躯体・外壁
- 屋上・屋根
- 床・天井
- 防火設備
- 避難施設

昇降機定期検査

- エレベーター
- エスカレーター
- 小荷物専用昇降機

建築設備定期検査

- 換気設備
- 排気設備
- 給排水設備

防火設備定期検査

- 随時閉鎖式
防火・防煙シャッター
- 随時閉鎖式
耐火クロス製
防火/防煙スクリーン
- 随時閉鎖式防火扉
- 常時閉鎖式防火扉
(行政による)

建築物やその設備が、経年劣化や故障などにより安全上の問題を引き起こさないよう、建築基準法第12条により「定期検査報告制度」が施行(平成28年6月1日)されています。建物の所有者または管理者は、定期的に専門家による点検を行い、その結果を所管の行政庁に報告することが義務付けられています。



シャッターの正しい取り扱いと お客様による日常点検も大切！

正しい取り扱い

1

開閉操作をする際、シャッターの下に人がいないことを必ず確認してください。人が挟まれると、生命にかかわる事故になる場合があります。



2

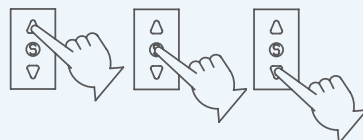
シャッターの下に障害物がないことを必ず確認してから閉めてください。障害物の上に降ると、スラットの片寄り、変形等、事故の原因になります。



3

押ボタンスイッチを押してください。

あけるとき とめるとき しめるとき



開閉中のシャッターを逆方向へ操作しようとするときは、必ず⑤ボタンを押してください。また、△（あける）▽（しめる）の押ボタンを同時に押すと故障の原因になります。



4

シャッターの開閉が終るまで押ボタンスイッチから離れないでください。



5

手動操作には、チェーン式とハンドル式の2種類があります。開閉機に設置されている方式に基づいて、必ず取扱説明書に従って操作してください。操作を誤ると大変危険です。



6

避難扉（防火戸）の回転範囲内に商品等の障害物がないことを確認してください。



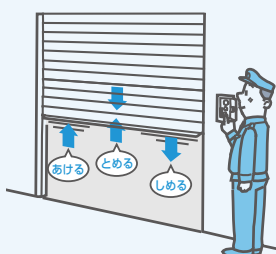
異常が見つかった場合には、速やかに使用を中止し、鈴木シャッターまでご連絡ください。



自主点検(日常点検)

1

あける・とめる・しめるの動作が正常であることを確認してください。



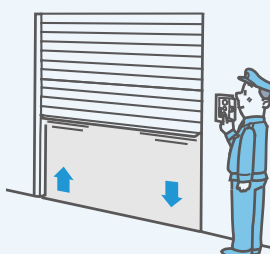
2

異常音が発生していないことを確認してください。



3

常時使用しないシャッターでも、月に数回動かして正常に作動することを確認してください。



4

シャッター外観上にへこみ・ひずみ等の変形がないか確認してください。



5

シャッターの降下ライン上に、障害物がないことを確認してください。



6

非常時に備えて、シャッターの操作専任者以外の方にも、操作方法を説明し、習得させてください。



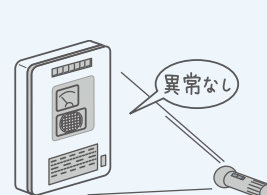
7

煙感知器・熱感知器は、しっかり固定されているか。また、ホコリ等による汚れがないかを確認してください。



8

連動制御器の各種表示・メーターの指示に異常がないか確認してください。



日常点検リスト

管理用シャッター／防火・防煙シャッター

- ☐ 今までにない異音はしないか。
- ☐ 外観に使用上有害な変形はないか。
- ☐ 表示ラベルの脱落、破れ、はがれはないか。
- ☐ 全開、全閉で停止するか、また任意の位置で途中停止するか。
- ☐ 停止してからシャッターが滑り下りないか。
- ☐ シャッター降下線に動作を阻害する物はないか。
- ☐ 操作スイッチは容易に行える状態にあるか。
- ☐ 安全装置・センサー等が正常に作動するか。

防火・防煙シャッター

- ☐ 手動閉鎖装置の「蓄電池交換時期」が近づいていないか。
- ☐ 手動閉鎖装置の「異常表示ランプ」が点灯・点滅していないか。
- ☐ 連動制御器の各種表示灯に異常はないか。
- ☐ 避難扉(防火扉)の作動範囲内に障害物はないか。

防火扉

- ☐ 今までにない異音はしないか。
- ☐ 開閉スピードは適切か。
- ☐ 枠・床にすらず、スムーズに開閉するか。

シャッターメーカーの信頼と実績で、

製造メーカーだからこそできる、信頼の点検サービス。
安心して私たちにお任せください。



自社工場での品質 製造

高品質を追求し、自社工場で製造することで、信頼性の高い製品をお届けします。品質管理も徹底しています。

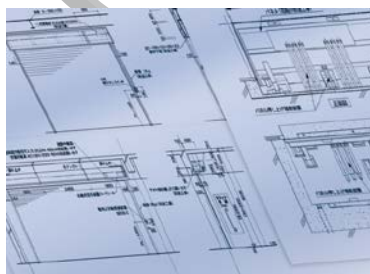


お客様のご要望に最適な提案 販売

全国で迅速に対応できる広範なネットワークを活かし、安心と信頼のサービスをお届けします。

進化と安全を融合した製品を創作 設計

現場のニーズを的確に捉えた設計で、長く安心して使える製品づくりを支えます。



お客様のニーズを反映し、未来を見据えた製品開発を行っています。



時代を見据えた 開発

国産シャッターのパイオニアとして 実績と歴史

鈴木シャッターは1903年以来、万一の災害、危険から生命と財産を守る製品をお届けしています。

鈴木シャッターは、日本で初めて防火シャッターの国産化を計ったシャッターメーカーのパイオニアとして、時代とともに防災設備の開発と普及に取り組んでいます。



1910年
鈴木式初のシャッター



1927年
大阪芝川ビル

安心の点検サービスをお届けします。

確かな技術での安全品質 **施工**

経験豊富な技術スタッフが、確実かつ丁寧に施工。安心して長く使える環境を整えます。



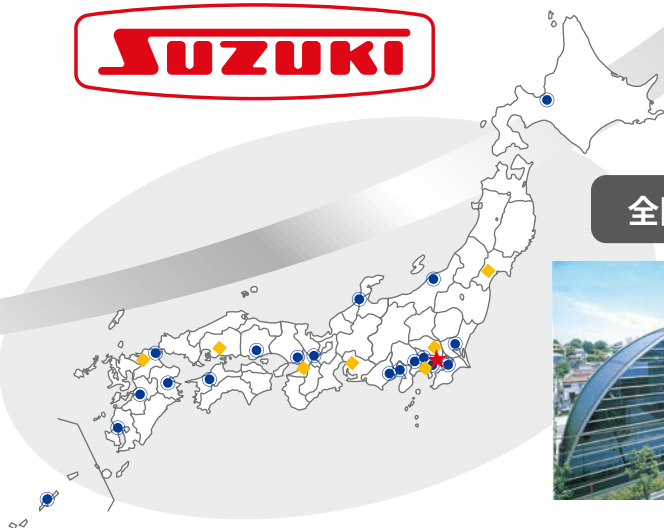
信頼の対応力 **メンテナンス**

専門スタッフが丁寧に対応し、迅速かつ確実なメンテナンスを提供します。安心してお任せいただけるサポート体制です。



SUZUKI

全国に広がる **ネットワーク**



本社

長年の経験と豊富な実績を持ち、多くのお客様から信頼をいただいています。確かな技術と信頼でお応えします。



1932年
銀座和光ビル



1993年
横浜ランドマークタワー



1996年
フジテレビ本社



2001年
埼玉スタジアム



2012年
東京駅丸の内駅舎

シャッターのトラブルやメンテナンスについては、お近くの
鈴木シャッター各店にお気軽にご連絡ください。

株式会社鈴木シャッター

★本 社

〒170-0005 東京都豊島区南大塚1-1-4 Tel:03-3944-1111

●札幌営業所 Tel:011-280-2270

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目1-26 三和シャッター札幌ビル 5階

◆東北・北海道支店 仙台メンテナンス課 Tel:022-782-7824

〒984-0821 宮城県仙台市若林区中倉3-10-6 アスコット大和町1F

●新潟営業所 Tel:025-257-7171

〒950-0855 新潟県新潟市東区江南4丁目2番15号 橋本ビル 2階

●北関東営業所 Tel:029-846-3070

〒300-0813 茨城県土浦市富士崎1-16-3 ロイヤルマンション中常101-B

◆北関東支店 埼玉メンテナンス課 Tel:048-615-0350

〒331-0812 埼玉県さいたま市北区宮原町3-376-1 サンフィール大宮宮原201号室

●千葉営業所 Tel:043-246-9325

〒260-0033 千葉県千葉市中央区春日1-21-5 西千葉パーソナルハウス1F

◆東京メンテナンス第一支店 Tel:03-3944-1121

〒170-0005 東京都豊島区南大塚1-1-4

◆東京メンテナンス第二支店 Tel:03-3944-1121

〒170-0005 東京都豊島区南大塚1-1-4

●立川営業所 Tel:042-525-9117

〒190-0011 東京都立川市高松町1-24-54

◆横浜支店 横浜メンテナンス課 Tel:045-641-7066

〒231-0027 神奈川県横浜市中区扇町3-8-8 関内ファーストビル8F

●川崎営業所 Tel:044-211-7810

〒210-0015 神奈川県川崎市川崎区南町16-1 朝日生命川崎6階

●相模原営業所 Tel:042-701-2212

〒252-0313 神奈川県相模原市南区松が枝町9-14 森野ビル1F

●三島営業所 Tel:055-983-1910

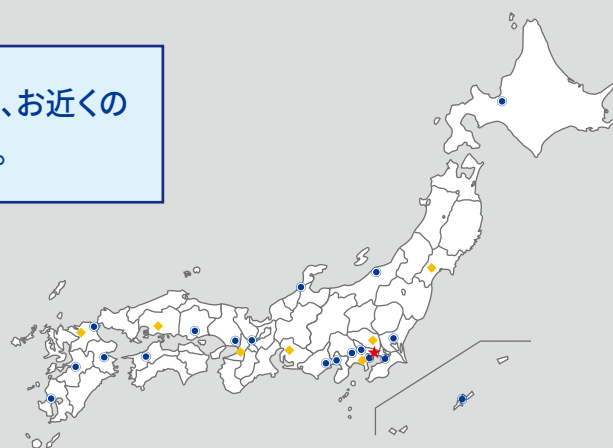
〒411-0944 静岡県駿東郡長泉町竹原357-4 荒木ビル103

●静岡営業所 Tel:054-254-2641

〒420-0072 静岡県静岡市葵区二番町9-8

◆関西・中部支店 名古屋メンテナンス課 Tel:052-571-3311

〒451-0046 愛知県名古屋市中区牛島町5-13



●北陸営業所 Tel:076-265-5135

〒920-0027 石川県金沢市駅西新町2丁目11-25

◆関西・中部支店 関西メンテナンス部 Tel:06-6956-6221

〒535-0022 大阪府大阪市旭区新森1-7-47

●京都営業所 Tel:075-691-1811

〒601-8407 京都府京都市南区西九条寺ノ前町2-1

●神戸営業所 Tel:078-646-3311

〒653-0841 兵庫県神戸市長田区松野通4-2-32

◆中四国支店 Tel:082-250-5633

〒734-0014 広島県広島市南区宇品西3-5-4

●岡山営業所 広島メンテナンス課 Tel:086-270-2588

〒703-8248 岡山県岡山市中区さい160-1

●松山営業所 Tel:089-997-7295

〒790-0964 愛媛県松山市中村2丁目8-28 友岡マンション105

◆九州支店 福岡メンテナンス課 Tel:092-433-1715

〒812-0042 福岡県福岡市博多区豊2-1-13

●北九州営業所 Tel:093-965-6677

〒802-0974 福岡県北九州市小倉南区徳力2丁目6-12

●大分営業所 Tel:097-567-7760

〒870-0942 大分県大分市大字羽田97番地 コミュニティ羽田6番館3

●熊本営業所 Tel:096-334-5370

〒860-0831 熊本県熊本市中央区八王寺町40-10

●鹿児島営業所 Tel:099-248-6636

〒892-0803 鹿児島県鹿児島市祇園之洲町24

●沖縄営業所 Tel:098-870-0306

〒901-2134 沖縄県浦添市港川2-1-1 琉球日産本社ビル 3F



株式会社 鈴木シャッター

本社 〒170-0005 東京都豊島区南大塚1-1-4 Tel: (03) 3944-1111

●当社は、当社商品のユーザー様及び流通業者様等の皆様の個人情報を商品納入にあたって取得し、将来にわたる品質保証、メンテナンスその他の目的のために利用致します。当社の個人情報の取り扱いについて詳しくは当社ホームページの「プライバシーポリシー」をご覧ください。

鈴木シャッター インターネットホームページ

<https://www.suzuki-sh.co.jp>

ご用命は

⚠ 安全に関する注意事項

安全に使用していただくために、必ずお守りください

- ご使用前に、「取扱い説明書」をよくお読みの上、正しくお使いください。
- このカタログに掲載の商品は、使用用途・場所などを限定するもの、専門施工を必要とするもの、定期点検を必要とするものがあります。
- 商品には安全にお使いいただくための本体表示ラベルが貼ってあるものがあります。ご使用の際はご確認の上、正しくお使いください。